

平成 30 年 5 月 25 日

有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅      ご関係者   各位

国土交通省住宅局住宅総合整備課

「空き家の発生を抑制するため税制特例に関する検討アンケート」ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は各別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、増え続ける空き家の発生を抑制するため、古い空き家を相続により取得した相続人が、その空き家を取り壊して更地を譲渡した場合等に、譲渡所得の特別控除を行う税制特例を所管しております。(特例措置を受けるための条件などは別添の参考資料をご覧ください。)

この特例措置を受けるためには、被相続人が、相続開始の直前まで対象となる家屋に居住している必要があり、老人ホームなどに入居していた場合には、適用できないこととなっております。

当省としましては、この取扱いに関し、今回老人ホームなどに入居されている方々の入居前のお住まいの状況などについてアンケートをさせていただきます。このアンケートの結果は、特例措置の今後の検討の参考にしたいと考えております。

つきましては、別添の「記入上のお願い」及び「調査票」に従い、貴ホーム・住宅入居者の方の情報につきまして、アンケートへのご回答をお願いいたします。

なお、「調査票」につきましては、貴ホーム・住宅の入居者（3～5名程度）ごとに、ご記入いただきたく存じます。

貴ホーム・住宅におかれましてはご負担をおかけすることになりますが、本調査へのご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

調査の詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

敬具

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課

担当：鈴木、杉野

電話 03-5253-8502

Email [sugino-y265@mlit.go.jp](mailto:sugino-y265@mlit.go.jp)